

第7章 国体におけるアンチ・ドーピング

平成2年度「国体選手の健康管理に関する研究」

－平成11年「国体選手の医・科学サポートに関する研究より－

【はじめに】

(財)日本体育協会は、平成2年度より「国体選手の健康管理に関する研究」に着手し、さらに平成5年度よりは、「国体選手の医・科学サポートに関する研究」に発展させ、これを平成11年度まで継続してきた。この過去11年間における国体に関する医・科学的研究の中には、当然のことではあるが、アンチ・ドーピングに関連する事項も含まれていた。また国体検討小委員会においても、会議の都度アンチ・ドーピングの問題が審議されてきた。平成11年1月14日開催の会議でアンチ・ドーピングについて、現段階では各都道府県体育協会で国体の結団式での啓発活動を行うこととし、大会でのドーピングコントロール実施については、今後必要に応じて検討するとの見解がまとめられている。これまで国体関連の医・科学的研究の一環として実施したアンチ・ドーピング関連の調査を総括し、「国体におけるアンチ・ドーピング」として、以下の如き「提言」を、(財)日本体育協会の国体委員会に対して行いたい。

1. アンチ・ドーピングに関する調査の総括

1) 平成2年度および平成3年度の調査結果について

国体関係の医・科学的研究に着手した当初の研究から、早くもアンチ・ドーピングに関する事項が含まれていた。すなわち、平成2年度の「国体選手の健康管理に関する研究」の一環として、第45回夏季および秋季、ならびに第46回冬季国体に参加した選手を対象とするアンケート調査が行われたが、その質問項目の一つとして、Q6-5「大会前に減量が必要ですか」と問い合わせ、「はい」、「いいえ」のいずれかで回答を選択させ、「はい」と回答した選手には、その際の減量方法につき、

- (1) 極端に食事を減らす
- (2) 極端に飲水量を減らす
- (3) サウナを利用する
- (4) 利尿剤を利用する
- (5) トレーニング量で調節する
- (6) その他

の6回答選択肢を設け、複数回答可で回答を求めた。

本アンケート調査は、夏季～冬季に至る全参加選手の約80%に相当する19,357名より回収され、「大会前に減量が必要」と回答した選手が3,208名(16.6%)で、この内33名が減量方法として、ドーピング指定薬物である「利尿剤」を使用すると回答していた。すなわち、我が国の国体においても、アンチ・ドーピングを推進しなければならない必要性を強く感じさせる調査結果が得られている。

2) 平成8年度の調査結果について

平成8年度には、第51回国体秋季大会参加選手を対象とするアンケート調査の一環として、質問5「最近、日本のスポーツ界でもドーピングが問題になっておりますが、国体でも検査を行う必要がありますか」と問い合わせ、1) 必要と思う、2) 必要ないと思う、3) どちらとも言えない、の3回答選択肢を設けて回答を求め、さらに、「必要と思う」と回答した選手については、1) 検査を行った方が公平だと思う、2) ドーピングを行っている選手がいるから、3) 国体もアンチ・ドーピングに協力すべきだ、4) ドーピングを行っている選手はいるとは思えないが、これからも行わないようにするため、5) その他の理由、の5回答選択肢を設け、複数回答可で回答を求めた。

本調査は、参加全選手の約52%に相当する9,659名より回収され、その17.8% (1,718名) が「必要と思う」と回答し、この1,718名の内、50.3%が「検査を行った方が公平だと思う」とし、「国体もアンチ・ドーピングに協力すべき」を選択した選手は22.3%、「ドーピングを行っている選手がいると思うので」を選択した選手が16.1% (277名) であった。すなわち、上記平成2年度の調査以上に、国体におけるアンチ・ドーピングの必要性を強く感じさせる調査結果であった。

3) 平成10年度の調査結果について

平成10年度には、第53回国体（神奈川）に帶同ドクターとして参加予定との申し出を、(財)日本体育協会のスポーツ科学研究所に行った各都道府県のスポーツドクター128名を対象に、国体帶同ドクターの業務に関するアンケート調査を行った。

本アンケート調査に含まれたアンチ・ドーピングの関連項目は、「国体代表選手（候補選手も含む）のアンチ・ドーピング指導」が、国体帶同ドクターの業務であるか否か、さらに、この業務を実施しているか否かを、国体開催前、中、後の3期に分けて問い合わせる質問であった。本アンケートに回答を寄せてくれたドクターは128名中の76名（59.4%）であったが、「アンチ・ドーピングの指導」は、帶同ドクターの「業務である」とするドクターは、国体開催中が最も高く81.6%、次いで開催前の約75%、開催後についても約65%いた。しかし、同業務を実施しているか否かの問い合わせについては、最も高かった開催前においても約27%、開催中では約18%、開催後においては約14%と少なかった。すなわち、多くの帶同ドクターが、「アンチ・ドーピングの指導」は自らの業務であるとの認識を持っているにもかかわらず、具体的に実施しているドクターは、少数にとどまっているのが現実であるとの調査結果であった。

以上、（財）日本体育協会が平成2年度より平成11年度にかけて、加盟都道府県体育協会の協力を得て実施した「国体に関する医・科学的研究」におけるアンチ・ドーピングに関する調査を総括すると、すでに隣国の中国の国体では実施しているが、我が国の国体においてもドーピング・コントロールを含むアンチ・ドーピングを推進しなければならぬ危険性、必要性があると言わざるを得ない。

4) 平成12年度の調査結果について

平成12年度には、第55回国体秋季大会（富山）に、各都道府県選手団の帶同ドクターとして参加予定の申請を、（財）日本体育協会スポーツ科学研究所に行った130名を対象にアンケート調査を実施した。本アンケート調査に含まれたアンチ・ドーピング関連の項目は、上記の平成8年度に選手を対象に実施した内容と殆ど同一で、帶同ドクターからのアンケート回収率は58.5%（76名）であった。

平成8年度に得た選手の回答結果と、平成12年度に得た帶同ドクターの回答結果を比較すると、「国体でもドーピング検査が必要と思うか」との質問については、選手側の「必要と思う」との回答は20%に満たないのに比し、ドクター側の回答は70%を越えていた。また、「必要と思う」と回答した選手とドクターに、その理由を問い合わせると、選手側の最多の理由は、「検査を行った方が公平だと思う」で

約50%、ドクター側では「国体でもアンチ・ドーピングに協力すべき」の79.6%であった。「ドーピングを行っている選手がいるから」の理由については、選手側は16.1%で、ドクター側は11.1%であった。

選手とドクターとの間に見られる違の背景には、平成8年（選手）と平成12年（ドクター）の時間経過、すなわちアンチ・ドーピングの普及・啓発の違い、あるいはドーピングと健康に関する選手とドクターの危機感の違いなどがあると思うが、帶同ドクターから見ても、約10%が、「ドーピングを行っている選手がいるから」と回答している現実には、注目し更なる対応が必要であると考える。

2. 国体におけるアンチ・ドーピング推進に関する提言

スポーツ界におけるアンチ・ドーピングは、オリンピックを中心とする国際的な舞台にとどまらず、スポーツ界全体の義務である。我が国においても、平成9年に発表された保健体育審議会中間まとめ（生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育およびスポーツの振興のあり方について）の中で、「アンチ・ドーピング対応の充実」と題する一節が起こされ、「特に、国内調整機関については、アンチ・ドーピングに関する統括的機能を有することから、公的な機関として設置する方向で検討する必要がある」と記載されている。また、この保体審の答申に歩調を合わせ、JOCや（財）日本体育協会などが協力し、我が国のアンチ・ドーピング体制に関する協議会を発足させ、具体的に日本のアンチ・ドーピング国内調整機関を発足させる活動が継続されている。すなわち、国内的にもアンチ・ドーピング体制を飛躍的に発展させる条件が整いつつあり、我が国における最大のスポーツ・イベントである国体は、積極的に、このアンチ・ドーピング・ムーブメントに参加しなければならないことに論を待たない。

国体にドーピング・コントロールを含むアンチ・ドーピングを推進するに際して、その体制、機構、ステップ等に関して以下の如き提言を国体委員会に對して行いたい。

1) 担当委員会の設置

国体におけるアンチ・ドーピングを推進する基本方針原案等を作成する国体アンチ・ドーピング委員会を、国体委員会のもとに設置する。ただし、（財）

日本体育協会が主催するスポーツ・イベントの中でも国体はその最たるものと言っても過言ではないが、その他にも、アンチ・ドーピングを推進しなければならぬスポーツ・イベントを開催する可能性があるならば、本委員会は、特に国体に限定せず、(財)日本体育協会の理事会のもとに設置する必要があろう。なお、専門委員会の一つとして現存するスポーツ科学委員会のもとに、アンチ・ドーピング対策班が設置されているが、その段階に至れば、この対策班は発展的に解散しなければならないであろう。

2) 推進のステップ

上記担当委員会が設置されたならば、その推進の基本方針から、そのステップに至るまで、同担当委員会が原案を作成し、上位の委員会の承認を得て実施に移されるのであろうが、そのステップを推定すると、以下の如きのものであろう。

- 1 : 担当委員会の設置
- 2 : 推進基本方針の策定
- 3 : 関係規定の整備
- 4 : マン・パワーの整備

備考；加盟都道府県体育協会のもとで、アンチ・ドーピングを推進するキーマン、あるいはドーピング・コントロールに関するスタッフの養成に関しては、現在、その開設に向けての準備が進められている我が国にお

けるアンチ・ドーピングの国内調整機関（仮・日本アンチ・ドーピング機構）にて行われる予定になっているので、同機構との調整をはかればよいであろう。

- 5 : アンチ・ドーピングに関する一般的教育と国体におけるドーピング・コントロール規定の策定
- 6 : 国体におけるドーピング・コントロール実施 必要経費の確保

備考；上記・（仮）日本アンチ・ドーピング機構は、JOCが実施するドーピング・コントロールを始め、加盟競技団体が実施するコントロールについても補助する計画になっているので、国体におけるコントロールも、当然その対象になるであろう。

- 7 : 国体においてドーピング・コントロールをスタートさせる見通し

備考；国体でドーピング・コントロールをスタートさせるには、上記・（仮）日本アンチ・ドーピング機構の開設が大きく関係すると考えられる。現時点における同機構の開設見通しは、早ければ平成12年度内に開設（岸記念体育館内）、平成13年度内には、現在、建設が進められている（仮）国立科学センターに移転する計画なので、平成14年ないしは平成15年頃からが適当であろうか。

（中央企画班員：塙越克己）